

藤沢産利用推進店認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤沢産食材を積極的に利用する小売店、飲食店、宿泊施設、移動販売店、海の家を藤沢産利用推進店（以下「利用推進店」という。）として認定し、地産地消推進の取組を市民に周知することで、藤沢産農水産物等への理解と地産地消の意識向上につなげ、地産地消の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 藤沢産食材 次の各号に掲げる（ア）から（エ）の総称をいう。
 - (ア) 農産物 市内で生産、収穫されたもの
 - (イ) 水産物 市内で水揚げされたもの
 - (ウ) 畜産物 市内で飼育されたもの
 - (エ) 加工品 (ア) から (ウ) で定義する農産物、水産物及び畜産物を主な原材料として加工されたもの
- (2) 小売店 加工品販売店・製菓店（製パン店を含む）等をいう。
- (3) 飲食店・宿泊施設 ホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。
- (4) 移動販売店 移動販売車で移動販売を行う店をいう。
- (5) 海の家 市内海水浴場組合の組合員が出店している店をいう。
- (6) 藤沢産利用推進店 店舗（移動販売車を含む）及び宿泊施設を有しており、別表1に定める認定基準により認定された小売店、飲食店、宿泊施設及び移動販売店、海の家をいう。

(認定申請)

第3条 新たに利用推進店の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、藤沢産利用推進店認定（新規・更新）申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、必要書類を添えて市長へ提出するものとする。

2 利用推進店の認定に係る申請の時期は、隨時とする。

(認定基準)

第4条 利用推進店の認定基準は、別表1の定めるとおりとする。

(認定等)

第5条 利用推進店は、藤沢産利用推進店認定審査会において審査し、認定する。

2 藤沢産利用推進店認定審査会の審査員は別表2の定めるとおりとする。

- 3 市長は、申請書に記載されている事項が第4条に定める認定基準を満たすと認めたときは、申請者を利用推進店として認定するものとする。
- 4 市長は、認定の可否について、藤沢産利用推進店認定等決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、利用推進店として認定した申請者に対して認定証を交付するとともに、販売の促進に係る資材（以下「販売促進資材」という。）を貸与するものとする。

（認定の更新等）

- 第6条 利用推進店は、認定期間終了後も引き続き認定を受けようとする場合（以下、「認定期間の更新」という。）及びランク区分の変更を希望する場合は、第3条に規定する申請書により、認定期間の満了までに必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 同条第1項の規定による認定期間の更新及びランク区分の変更の申請があった場合においては、第5条第1項から第4項までの規定を準用する。
 - 3 前項の場合において認定された場合は、認定証を交付するものとする。

（認定の有効期間）

- 第7条 第5条における認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、海の家については当該年度の営業期間とする。
- 2 第6条における認定期間は、認定更新日の属する年度末までとする。

（認定証の掲示及び行政への協力）

- 第8条 利用推進店は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するとともに、藤沢産食材を積極的に利用、PRすること。
- 2 市長は、関係機関と連携し、利用推進店に関する情報を市ホームページ、広報等の媒体を利用して、広く市民等に周知するものとする。
 - 3 利用推進店は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている場合、行政からの要請に応じること。

（調査）

- 第9条 市長は、利用推進店に対して認定基準を満たしているか隨時調査することができる。

（申請の変更）

- 第10条 利用推進店は、申請時の内容に変更が生じた場合には、藤沢産利用推進店

内容変更届出書（第3号様式）を、速やかに市長へ提出しなければならない。

（認定の辞退）

第11条 利用推進店は、廃業等によりその営業を終了したとき、又は認定を辞退するときは、藤沢産利用推進店認定辞退届出書（第4号様式）により市長に届出るとともに、認定証及び販売促進資材を返還するものとする。

（認定の取消及び停止）

第12条 市長は、利用推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 営業を終了したとき
- (2) 認定基準に該当しなくなったとき
- (3) 認定の辞退の申出があったとき
- (4) 認定期間が満了したとき
- (5) その他認定を取消すべき重大な事由が生じたとき

2 前項の規定にかかわらず、市長は、利用推進店が加工し、又は取り扱う食品等に起因する健康被害（当該健康被害が当該食品等に起因し、又はその疑いがあることが医師により診断されたものに限る。）を確認した場合においては、市長が停止の決定を行ってから6月の間認定を停止するものとする。

3 市長は、前項に規定する健康被害の状況が重大なものであると認めるときは、その状況に応じて、前項の規定により認定を停止した期間から12月を超えない範囲において延長することができる。

4 市長は、前3項の規定により認定を取消し又は停止した場合は、藤沢産利用推進店認定取消（停止）通知書（第5号様式）により、その旨を利用推進店に通知するものとする。

（苦情処理）

第13条 利用推進店は、認定内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

改正前の藤沢産利用推進店認定要綱第3条の規定による認定を受けている者は、改正後の藤沢産利用推進店認定要綱第5条の規定による認定を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成31年1月28日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する施行の日以降の期間に係る第7条第2項の規定による認定期間の更新の審査は、市が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

別表1（第4条関係）
藤沢産利用推進店認定基準

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地産地消の推進に協力し、藤沢産食材を積極的に活用、PRし、今後もその取組を進めていこうとする意欲があること。 (2) 安全・安心に十分配慮した商品等を通年で提供すること。 (3) 藤沢産食材の使用品目数や藤沢産食材を活用した商品やメニューを増やそうとする意欲があること。 (4) 利用推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾すること。 (5) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとすること（関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ・パンフレット等の設置など）。 (6) 経営者又は経営に事実上参加している者が暴力団員でないこと並びに暴力団員と密接な関係を有していないこと。
ひとキュン	(1) 藤沢産食材を常時1品目以上販売又は使用していること。
ふたキュン	<ul style="list-style-type: none"> (1) 藤沢産食材を常時3品目以上、かつ、年間合計10品目以上販売又は使用していること。又は、藤沢産食材を常時5割以上販売又は使用していることが客観的に確認できること。 (2) 藤沢産食材を販売又は使用していることが分かりやすく表示されていること。

※常時とは、認定基準の「小売店」及び「飲食店・宿泊施設」については年間200日以上、「移動販売店」については年間100日以上、「海の家」については営業期間全日のことをいう。

※安全・安心に十分配慮したとは、食品衛生法等の関係法令を遵守していることをいう。

別表2

役職区分	所属
審査委員長	経済部長
審査員	経済部農業水産課長
審査員	経済部産業労働課長
審査員	経済部観光課長